

エコオフィスプラン 東村山

(第3次地球温暖化対策活動 2011～2020年度)



2011

東村山市

目 次

第 1 章	第 3 次エコオフィスプラン東村山の概要	
1.	エコオフィスプラン東村山策定の背景と意義.....	1
2.	第 3 次エコオフィスプラン東村山の目的.....	2
3.	第 3 次エコオフィスプラン東村山の目標.....	2
4.	第 3 次エコオフィスプラン東村山の期間.....	2
5.	第 3 次エコオフィスプラン東村山の対象範囲.....	2
第 2 章	本市の現状	
1.	本市の環境負荷の現状.....	3
2.	本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出状況.....	3
第 3 章	エコオフィスプラン東村山の目標	
1.	温室効果ガスの総排出量に関する目標.....	7
2.	環境物品の調達・環境配慮契約に関する目標.....	8
第 4 章	エコオフィスプラン東村山の取り組み	
	エコオフィスプラン東村山の取り組み.....	9
第 5 章	エコオフィスプラン東村山の推進	
1.	エコオフィスプラン東村山の推進システム.....	14
2.	エコオフィスプラン東村山の推進体制.....	14
3.	エコオフィスプラン東村山の点検・評価.....	16
4.	エコオフィスプラン東村山の公表.....	16
5.	エコオフィスプラン東村山の見直し.....	16
6.	職員に対する研修等.....	16
7.	職員に対する情報発信.....	16
	職員(エコリーダー)行動マニュアル.....	19
資料		
	用語の解説.....	28
	環境ラベル一覧.....	31
	最近の環境対策をめぐる動き.....	33

第 1 章 第 3 次エコオフィスプラン東村山の概要

1 . エコオフィスプラン東村山策定の背景と意義

地球温暖化¹は、21 世紀において人類が直面する重要課題の一つといわれています。IPCC(気候変動に関する政府間パネル)²の第 4 次評価報告書では、過去 100 年間での世界の平均気温は 0.74 度上昇しており、このまま何も対策をとらないでいると、2100 年までに平均気温が約 4.0 (2.4 ~ 6.4) 上昇すると予測されます。その結果、異常気象の増加、海面の上昇による低地の水没、健康への影響等、人類の生存に重大な影響を及ぼすと懸念されています。

地球温暖化防止に国際社会が取り組むために、1997 年 12 月に地球温暖化防止京都会議 (COP3) が開催されました。この中で、先進各国の削減目標が決まり、我が国は温室効果ガスの総排出量を「2008 年から 2012 年までの間に、1990 年レベルから 6%削減する」ことを国際公約として盛り込んだ「京都議定書」が採択され、2005 年 2 月 16 日に発効しました。2007 年 6 月には、ドイツで G8 ハイリゲンダム・サミットが開催され、我が国は全世界で排出される温室効果ガスを、2050 年までに半減するという長期目標等、3 つの柱からなる「美しい星 50」を提案しました。

その後、2009 年 9 月には我が国は、国連気候変動首脳会合において「公平な国際枠組の前提の下で、1990 年比で 2020 年までに温室効果ガスの 25%削減」を表明し、また長期目標として「1990 年比で 2050 年までに温室効果ガスを 80%削減する」ことを掲げています。同年 12 月には気候変動枠組み条約第 15 回締約国会議 (COP15) がコペンハーゲンで開催され、京都議定書の約束期間 (2012 年) 以降の国際枠組の検討がされました。

地球温暖化を食い止めるためには、国、地方公共団体、事業者及び国民の全てがこの課題に取り組む必要があります。中でも、地方公共団体は、大規模な事業者・消費者の立場として、市民や事業者に先導して温室効果ガス³の排出抑制に取り組むことが求められています。1999 年 4 月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、全ての地方公共団体に対して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出を抑制するための実行計画を策定することを義務付けています。

一方、2000 年に公布された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)」では、グリーン購入推進に関して、地方公共団体の努力義務を規定しました。グリーン購入⁴は、環境負荷の少ない物品等の市場拡大により、間接的に温室効果ガスの排出を削減する有効な手段です。

また、2007 年に施行された「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」により、地方公共団体等は環境配慮契約 (環境性能を含めた総合的な評価方法) の推進に努めるものとされています。環境配慮契約を実施することで、環境配慮活動をより促進し、持続的発展可能な循環型社会へ転換していく必要があります。

このような状況の中、本市では、2002 年 6 月に「東村山市環境を守り育てるための基本条例」を制定しました。また、同条例に基づき「東村山市環境基本

計画」を 2004 年 3 月に策定しました。この基本計画や様々な法令等と一体となり、環境保全の取り組みを推進するため、2002 年度から 2006 年度までを第 1 次計画期間として「エコオフィスプラン東村山(基準年度:2000 年度、目標:温室効果ガス 3%以上削減)」を策定し、2007 年度から 2010 年度までを第 2 次計画期間として「エコオフィスプラン東村山(基準年度:2000 年度、目標:温室効果ガス 12%以上削減)」を策定しました。今回、計画の見直しにあたり、国の中期目標である 1990 年比で温室効果ガス 25%削減を反映させた第 3 次実行計画を策定しました。

2 . 第 3 次エコオフィスプラン東村山の目的

東村山市役所(以下、本市という)は、市内で最大規模の事業所であり、本市のあらゆる事務事業において電気・燃料の使用や、一般廃棄物の焼却によって、大量に排出する温室効果ガスを削減することを目的とします。

また、その事業活動の中で、コピー用紙等の紙類や文具類の使用、OA 機器の使用や、公共工事の実施等で様々な物品の調達・使用で、事業者、消費者として環境へ大きな負荷を与えています。そのため、経済主体として活動する本市自らの事務事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を抑制することで、地域の温室効果ガスの実質的な排出抑制につなげます。さらに、環境物品等の購入や環境配慮契約を行なうことによって、環境負荷を低減させていきます。

そこで、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく温室効果ガスの排出抑制の措置を計画的に推進し、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく環境物品の調達を推進することを柱とし、本市自らが、地球環境の継続的改善のため総合的な行動を遂行することを目的とします。

3 . 第 3 次エコオフィスプラン東村山の目標

本計画は、国の中期目標である 1990 年比で温室効果ガス 25%削減を反映させ、また本市が 2009 年度の実績として 1990 年比で 7.31%削減できたことを踏まえ、2010 年以降は「2009 年度比で 18.0%以上削減」を目標とします。

4 . 第 3 次エコオフィスプラン東村山の期間

本計画の期間は、2011 年度から 2020 年度までの 10 年間とします。ただし、実施状況や社会情勢の変化、科学技術の進歩等を踏まえ、適宜見直しを行ないます。

なお、本計画では、2009 年度の改正省エネ法によるエネルギー管理範囲の変更のため、基準年度について 2000 年度を 2009 年度に変更します。

5 . 第 3 次エコオフィスプラン東村山の対象範囲

本計画は、全庁をあげて環境配慮行動を展開するものであり、原則として、本市の事務事業全てを対象とします。

第 2 章 本市の現状

1. 本市の環境負荷の現状

本市は、資源・エネルギーの使用や一般廃棄物の焼却等により、環境に負荷を与えています。基準年度の資源・エネルギーの使用量等の状況は、次のとおりです。

基準年度における資源・エネルギーの使用量等

項目	使用量等	単位
電気使用量	14,204,041.00	kWh
ガソリン使用量	37,774.43	
灯油使用量	93,556.60	
軽油使用量	12,448.21	
A 重油使用量	74,600.00	
液化石油ガス使用量 (LPG)	161,725.20	kg
都市ガス使用量	456,348.60	m ³
コピー用紙使用量	49,477.00	kg
一般廃棄物焼却量	26,067.00	t

2. 本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出状況

本市事務事業に伴う温室効果ガスの排出状況 (CO₂ 換算)

項目	排出量 (t CO ₂ / 年)	割合 (%)
電気使用に伴う CO ₂ 排出量	5,937.29	36.53
燃料使用に伴う CO ₂ 排出量	2,057.71	12.66
自動車の走行に伴う CO ₂ 排出量	2.24	0.01
一般廃棄物の焼却に伴う CO ₂ 排出量	8,253.81	50.79
合 計	16,251.04	100.00

各主管課を通じて調査した基準年度の活動量をもとに、温室効果ガス排出量を算定しました。

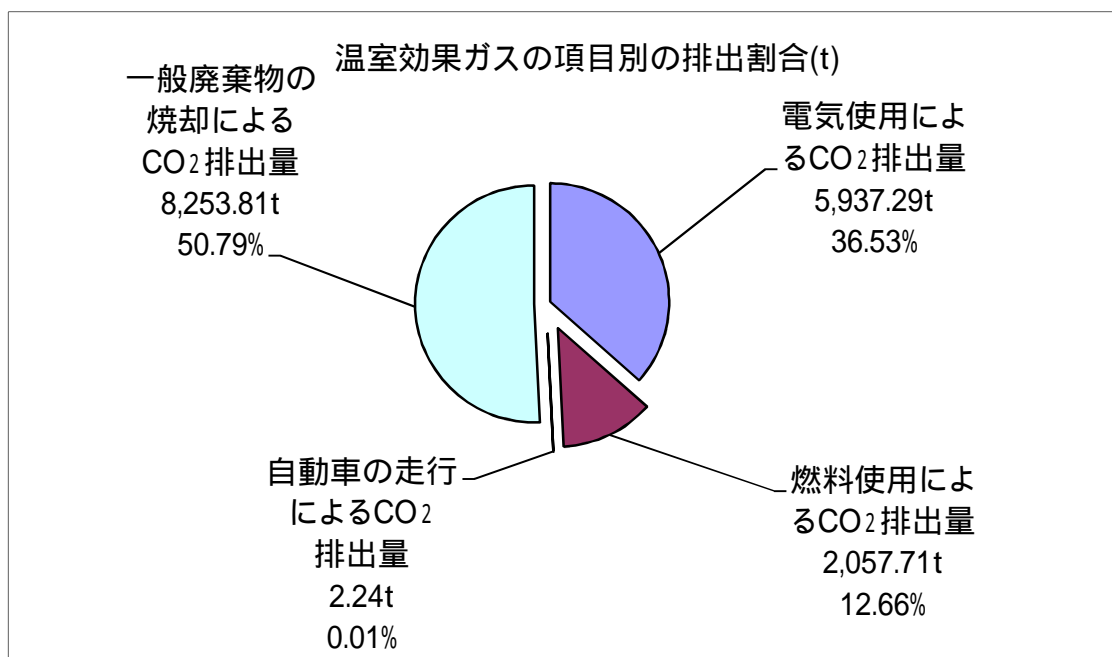
生ごみ等、バイオマス⁵起源の一般廃棄物の焼却に伴う CO₂ は、植物により大気中から吸収された分が再び大気中に排出されるものであるため、国際的な取り決め (IPCC ガイドライン) では算定しないこととされています。そのため、平成 21 年度の可燃ごみの組成調

査に基づく廃プラスチック類の平均的な組成率を用い、一般廃棄物中の廃プラスチックの焼却量を算出して、CO₂量を決定しました。

表中の数値は、端数処理を行なっているため、合計が一致しないことがあります。

温室効果ガスの項目別の排出割合

本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は、一般廃棄物の焼却に伴う CO₂ 排出量が 8,253.81 t CO₂ と最も多く、全体の 50.79% を占めています。以下、電気使用に伴う CO₂ 排出量(36.53%)、燃料使用に伴う CO₂ 排出量(12.66%)、自動車の走行に伴う CO₂ 排出量 (0.01%) となっています。

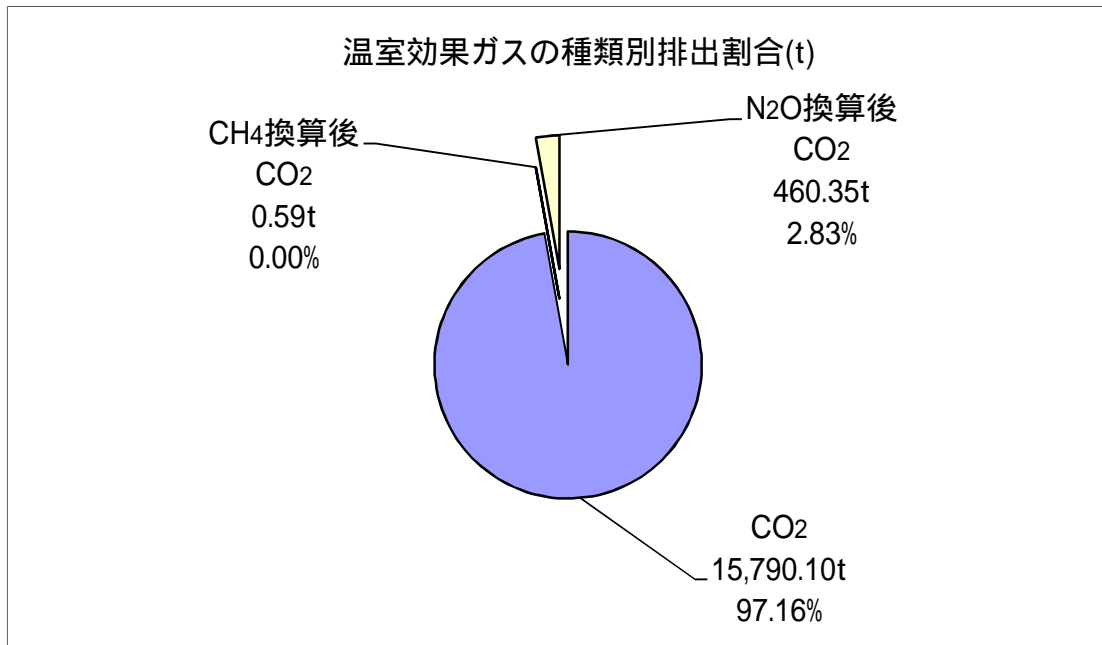


本市事務事業に伴う温室効果ガス種類別の排出割合

「地球温暖化対策の推進に関する法律」で対象となっている温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の 6 種類となっています。このうち、温室効果ガス排出量の算定にあたり、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄については、排出量の把握が困難であるため、算定対象外としています。

本市事務事業に伴う温室効果ガスの種類別排出量

温室効果ガス	排出量 (t CO ₂ / 年)	割合 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	15,790.10	97.16
メタン (CH ₄)	0.59	0.00
一酸化二窒素 (N ₂ O)	460.35	2.83
合計	16,251.04	100.000



温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類	主な発生源等	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	主な発生源	1
	産業、民生、運輸部門等における燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占め、地球温暖化への影響が大きい。	
	本市における排出状況 温室効果ガスのうち、約97.2%と、最も排出量が多い。一般廃棄物の焼却に伴う排出量が全体の約49.4%、次いで電気使用によるものが約37.6%、燃料使用によるものが、約13.0%となっている。	

メタン (CH ₄)	主な発生源	21
	稲作、家畜の腸内発酵等の農業部門から出るものが半分を占め、廃棄物の埋立てからの排出も2~3割を占める。	
	本市における排出状況	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	主な発生源	310
	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。	
	本市における排出状況	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	主な発生源	140 ~ 11,700
	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、発泡断熱剤等に使用。	
	本市における排出状況	
パーフルオロカーボン (PFC)	主な発生源	6,500 ~ 9,200
	半導体等製造用や電子部品等の不活性液体等として使用。	
	本市における排出状況	
六フッ化硫黄 (SF ₆)	主な発生源	23,900
	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用等として使用。	
	本市における排出状況	
	排出量の把握が困難なため、算定対象外	

第3章 エコオフィスプラン東村山の目標

1. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

地球温暖化によって2100年までに、地球全体の平均気温は、約4.0（2.4～6.4）上昇することが予測されており（IPCCの報告）それに伴う氷河等の融解による海面上昇、気候メカニズムの変化による砂漠化や水害による農作物への影響、動植物等の生態系の変化、マラリア流行地域の拡大等、人類の生存基盤に重大な影響を及ぼすことが懸念されています。1998年に「地球温暖化防止対策の推進に関する法律」が制定され、同法第8条において、全ての地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出を抑制するための実行計画を策定することが義務付けられました。

CO₂ 総排出量に関する目標

2020年度までに、本市の事務事業に伴って排出される温室効果ガスの総排出量（CO₂換算）を、基準年度比で「18.0%以上」削減します。

なお、目標の達成状況等を踏まえ、適宜見直しを行ない、更なる長期的・継続的な削減に努めます。

基準年度のCO₂総排出量と10年後の排出目標

項目	2009年度	2020年度
排出量（t CO ₂ /年）	16,251.044	13,325.856

項目別排出割合

CO₂総排出量の削減目標を達成するためには、エネルギー使用量や一般廃棄物焼却量等をそれぞれ削減する必要があります。なお、本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出は、電気使用によるものが36.53%、燃料使用によるものが12.66%、自動車走行によるものが0.01%、秋水園における一般廃棄物の焼却に伴って排出される温室効果ガスの排出割合は、50.79%となっています。

CO₂排出量の項目別削減目標

環境配慮行動を推進することで、電気や燃料の消費量の削減や効率的な利用、自動車の有効利用により、温室効果ガスの発生を抑えます。

また、一般廃棄物の焼却に伴うCO₂排出量の削減には、市内最大の事業所である本市をはじめ、市民、事業者等、全ての主体から排出される一般廃棄物が、自主的・積極的に減量化、資源化、リサイクル等できるよう、取り組めるように措置を講じる必要があります。

本市では平成 14 年 10 月より、家庭ごみの有料化や平成 19 年 1 月より、廃プラスチックの分別回収を実施する等、全市的なごみ削減に取り組んでいますが、より一層の努力が不可欠です。本市自らが率先垂範してごみ減量に取り組むとともに、一般廃棄物処理基本計画に基づいた取り組みを実施し、市全体での一般廃棄物の削減に努めていきます。

CO₂ 排出量の項目別削減目標

項目	削減率（基準年度比）
電気使用に伴う CO ₂ 排出量	18.0%以上
燃料使用に伴う CO ₂ 排出量	18.0%以上
自動車の走行に伴う CO ₂ 排出量	18.0%以上
一般廃棄物の焼却に伴う CO ₂ 排出量	18.0%以上

2 . 環境物品の調達・環境配慮契約に関する目標

地球温暖化問題や廃棄物問題等、今日の環境問題の根源である大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした社会経済システム構造を変革していくためには、大きな消費者である本市において、環境に対する負荷ができるだけ小さい物品等を優先的に購入する、グリーン購入に積極的に取り組み、これらの物品等の市場の形成、物品等の開発の促進に寄与することが、必要です。

また環境配慮契約を実施することで、コストと環境負荷低減のバランスが得られ、環境配慮事業者の活動が促進され、持続的発展可能な社会へつなげていかなければなりません。

グリーン購入や環境配慮契約を、市民や事業者へ普及を促していくことで地球温暖化対策を推進することが必要です。

2001 年 4 月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が全面施行され、同法第 10 条において、地方公共団体は、環境物品等の調達目標値等を設定した調達方針を策定することとされています。

2007 年 11 月には環境配慮契約法が施行され、地方公共団体は温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めるものとしてとされています。

グリーン購入推進・環境配慮契約の目標

職員は、物品等の購入に際し、本当に必要なものであるかをよく考え、物品購入指針及び物品購入基準（P10）に適合する、環境に配慮した物品を積極的・優先的に購入し、できる限り調達に努めるものとします。

また、コストと環境負荷低減のバランスや事業者の環境配慮への取組等を考慮した環境配慮契約を実施するよう努めていくものとします。

第4章 エコオフィスプラン東村山の取り組み

エコオフィスプラン東村山の取り組み

本市の事務事業のあらゆる面において、環境配慮行動に努めるものとします。取り組みについて、下表のように分類します。

大分類	中分類
1.省エネ・新エネの推進	(1) 電気使用量の削減
	(2) 燃料使用量・自動車走行量の削減
	(3) 太陽光発電システム等の導入
2.省資源の推進	(4) 紙類使用量の削減
	(5) 文具類使用量の削減
	(6) 水使用量の削減
3.環境配慮型物品購入・環境配慮契約の推進	(7) グリーン購入および環境配慮型物品の購入と環境配慮契約の推進
4.廃棄物の削減	(8) 施設における排出ごみの削減
	(9) 秋水園における一般廃棄物の焼却量の削減

(1) 電気使用量の削減

別に定める「職員（エコリーダー）行動マニュアル」に従って推進します。

(2) 燃料使用量・自動車走行量の削減

別に定める「職員（エコリーダー）行動マニュアル」に従って推進します。

(3) 太陽光発電システム等の導入

別に定める「職員（エコリーダー）行動マニュアル」に従って推進します。

(4) 紙類使用量の削減

別に定める「職員（エコリーダー）行動マニュアル」に従って推進します。

(5) 文具類使用量の削減

別に定める「職員（エコリーダー）行動マニュアル」に従って推進します。

(6) 水使用量の削減

別に定める「職員（エコリーダー）行動マニュアル」に従って推進します。

(7) グリーン購入および環境配慮型物品の購入と環境配慮契約の推進

職員は、物品等の購入に際し、本当に必要なものであるかをよく考え、以下に示す物品購入指針及び物品購入基準に適合する、環境に配慮した物品を積極的・優先的に購入し、調達に努めるものとします。また契約に際しては、コストと環境負荷低減のバランスや事業者の環境配慮への取組等を考慮した環境配慮契約を実施するよう努めていくものとします。

物 品 購 入 指 針	
<p>購入する前に、まずその必要性を十分に考えます。現在所有している物品等の修理、リフォームのほか、共同利用、レンタル等についても考慮します。購入する場合には、数量をできるだけ抑制し、次の点に配慮した物品を選択します。</p> <p>A 環境や人の健康に影響を及ぼす物質の使用及び放出が削減されていること。</p> <p>B 資源採取から廃棄に至る製品ライフサイクルにおいて、資源やエネルギーの消費が少ないこと。</p> <p>C 長期間の使用、リユースまたはリサイクルが可能であること、あるいは処理・処分しやすいこと。</p> <p>D 再生材や再生使用部品を多く使用していること。</p>	

物 品 購 入 基 準		
一般的基準		
<p>1. *グリーン購入ネットワークが発行する「グリーン購入のための GPN データブック」に示された購入ガイドラインに対応する物品または同書の商品情報リストに掲載された物品</p> <p>2. 1. と同様の趣旨で作成された環境配慮型商品リストに掲載された物品</p> <p>3. エコマーク、グリーンマーク等の環境ラベルが表示された物品</p> <p>適合する物品がないときは、物品購入指針に配慮して選定します。</p>		
品目別基準		
区分	品名	購入基準
事務用紙・印刷物	コピー用紙	・総合評価指標方式 ⁶ で80ポイント以上
	色再生紙	・古紙70%以上
	報告書類	・古紙70%以上、白色度 ⁷ 70%程度 ・表面塗工 ⁸ されていないこと
	パンフレット類等	・古紙70%以上、白色度が低いこと ・表面塗工の度合いが少ないこと

		<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックコーティング等の特殊コーティングや特殊加工がされていないもの
	帳票類	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙 70%以上、白色度 70%程度
衛生用紙	トイレットペーパー	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙 100%、白色度が低いこと ・芯なしタイプ ・シングル巻き ・無着色・無着香
	ティッシュペーパー	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙 100%、白色度が低いこと
文具等	ノート等事務用紙製品	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙 70%以上、白色度が低いこと
	付せん	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙 100%
	封筒	<ul style="list-style-type: none"> ・クラフト・茶封筒は古紙 100% ・その他は古紙 70%以上、白色度が低いこと (できる限りクラフト紙⁹を使用すること)
	パイプ式ファイル	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙芯材古紙 100% ・とじ具の再使用・分別廃棄が可能であること ・見出しラベルの交換が可能であること
	フラットファイル	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙 100%
	ボックスファイル	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙 70%以上
	文書保存箱	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙 70%以上
	鉛筆	<ul style="list-style-type: none"> ・端材を使う等再生材を用いていること
	シャープペンシル	<ul style="list-style-type: none"> ・残芯が少ないこと ・再生プラスチックを使う等、再生材を用いていること
	その他の文具・事務用品	<ul style="list-style-type: none"> ・物品購入基準に適合していること
被服	事務服・作業服等	<ul style="list-style-type: none"> ・素材に化学繊維が使用されている場合には、再生材を使用していること
OA機器・家電製品等	コピー機、プリンタ、ファクシミリ及びその複合機	<ul style="list-style-type: none"> ・使用時の消費電力量が少ないこと ・待機時の消費電力量が少ないこと ・紙の使用量を削減できる(両面または複数ページを複写・印刷が可能等の)機能が付いていること ・部品のリユース・リサイクルが行なえること及び再使用部品や再生材を多く使用していること
	パソコン	<ul style="list-style-type: none"> ・使用時の消費電力量が少ないこと ・低電力モード移行機能を有し、同モードでの消費電力が小さいこと

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 部品のリユース・リサイクルが行なえること及び再使用部品や再生材を多く使用していること
	冷蔵庫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用時の消費電力が少ないこと ・ 冷媒及び発泡断熱剤にオゾン層破壊や地球温暖化影響の小さい物質を使用していること
	テレビ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用時・待機時の消費電力量が少ないこと ・ 節電機能を有していること
	照明器具	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ランプ効率</u>¹⁰が高いこと ・ 定格寿命が長いこと ・ 蛍光灯器具の場合、<u>インバータ</u>¹¹方式であること(特に <u>Hf インバータ</u>¹²方式が望ましい) ・ <u>LED照明</u>¹³を積極的に採用すること
自動車	乗用車・貨物車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃費がよく、CO₂排出量が少ないこと ・ 排ガス中のNO_x、HC、CO、PMが少ないこと ・ エアコンの冷媒にオゾン層破壊や地球温暖化影響の小さい物質を使用していること ・ 使用後のリサイクルに配慮されていること、及び再生材を多く使用していること(天然ガス車、ハイブリッド車、電気自動車、超低排出ガス車が望ましい)

環境配慮型製品の情報の入手方法

1. ホームページ

- (1) グリーン購入ネットワーク (<http://www.gpn.jp>)
- (2) PET ボトルリサイクル推進協議会 (<http://www.petbottle-rec.gr.jp>)
- (3) エコマーク (<http://www.ecomark.jp>)

(8) 施設における排出ごみの削減

別に定める「職員(エコリーダー)行動マニュアル」に従って推進します。

(9) 秋水園における一般廃棄物の焼却量の削減

一般廃棄物処理基本計画に基づいて、以下の取り組みを実施し、市民、事業者等の協力を得て、ごみ減量を推進します。

1. ごみ減量（3R等）の啓発活動の推進
2. 市民マーケット、不用品交換の推進
3. 生ごみの堆肥化促進
4. 事業系ごみにおける排出者責任の明確化
5. 集団資源回収活動の支援
6. 分別収集の徹底
7. リサイクルショップ活動の地域展開
8. その他、一般廃棄物処理基本計画に基づいた、ごみの排出抑制・再資源化

第5章 エコオフィスプラン東村山の推進

1. エコオフィスプラン東村山の推進システム

適切な単位で資源及びエネルギー等の使用実態を把握し、削減目標を設定する（Plan）計画を実施する（Do）計画を点検・評価する（Check）計画の見直しを行う（Action）というPDCAサイクルを活用して、エコオフィスプラン東村山の継続的な発展を図りながら、全庁的に推進していきます。

2. エコオフィスプラン東村山の推進体制

職員一人ひとりの環境配慮行動に資することを目的とし、推進体制について以下のとおり定めます。

推進体制

ア) 環境行政推進本部（A）（本部長：副市長）

副市長を本部長とし、部長級の職員で構成する環境行政推進本部（以下、推進本部という）を設置します。

定期的に、検討部会（後述）より実施状況等の報告を受け、必要に応じて検討部会に対して助言及び指導を行ないます。また、毎年度、事務局がホームページ等で公表する報告結果の内容、及び検討部会より提案されたエコオフィスプラン東村山の見直し等の重要な課題についての審議・決定を行ないます。

イ) 環境行政推進庁内検討部会（P・C）（部会長：都市環境部長）

都市環境部長を部会長とし、関係課長で構成する環境行政推進庁内検討部会（以下、検討部会という）を設置します。

事務局が取りまとめた報告書等をもとに、エコオフィスプラン東村山の実施状況等の点検・評価・審議を行い、定期的に計画の実施状況等を推進本部へ報告します。また、毎年度、事務局がホームページ等で公表する報告結果の内容の審議も行ないます。さらに、計画の見直し等の重要な課題がある場合には、見直し案を作成するとともに、推進本部へ審議を進達します。

ウ) 推進組織 (D)

各職場において、着実に環境配慮行動を展開します。

エコリーダー

各課にエコリーダーを設置します。

各課のエコリーダーは、「職員(エコリーダー)行動マニュアル」に従って、省エネ推進担当者と連携し、環境配慮行動に努め、必要に応じて所属職員へ改善指示等を行います。また、調査様式等の記入を行い、半年毎に事務局へ実績の報告をします。

エ) 事務局

事務局は、イントラネット等による調査様式等のエコリーダーへの配信・取りまとめを行います。また、その結果について、検討部会、推進本部に報告し、審議・決定を受けてホームページ等で公表します。さらに、各推進組織との連携・調整を図り、必要に応じて、「エコリーダー全体会(仮称)」を開催する等、意見交換等の場を設けます。

調査様式等

計画を実効性のあるものにするためには、各課の実行度や実績値を適正に評価し、必要に応じて取り組みや計画の見直しを図っていくことが必要です。

ア) チェックシート

「職員(エコリーダー)行動マニュアル」に規定する取り組みの実行度を把握するためのものです。

イ) 調査様式

特定の項目(燃料等の使用量・自動車の走行距離等)についての実績値を調査し、エコオフィスプラン東村山で掲げる数値目標の達成状況を把握するためのものです。

3．エコオフィスプラン東村山の点検・評価

エコオフィスプラン東村山の点検・評価は、半年毎にエコリーダーより提出された調査様式等を、事務局で取りまとめ、検討部会において行います。

4．エコオフィスプラン東村山の公表

エコオフィスプラン東村山の公表は、事務局で取りまとめた報告内容を、検討部会、推進本部において審議・決定をし、毎年度ホームページ等で行います。

5．エコオフィスプラン東村山の見直し

エコオフィスプラン東村山の見直しは、計画の実施状況や社会情勢の変化、科学技術の進歩等を踏まえ、検討部会で見直し案を作成し、推進本部の審議・決定を受けて行います。

6．職員に対する研修等

職員の環境配慮に対する一層の意識の向上を図るため、各種研修を行います。また、計画策定時、計画見直し時、その他必要に応じて行います。

7．職員に対する情報発信

職員の地球温暖化防止の取り組みを推進するために、事務局からメールやイントラ等でそれに関する情報の発信を行います。

PDCAサイクルについて

「PDCAサイクル」は、環境マネジメントシステムで採用されている考え方であり、Plan（計画） Do（実行） Check（点検・評価） Action（見直し）のサイクルを繰り返すことを基本とし、これによって環境への負荷を継続的に改善していくものです。

1. 計画（Plan）

事務事業に伴う環境への影響等を調べ、その結果を踏まえて、環境負荷等を低減するような環境方針や目標を定め、その目標を達成するための具体的な計画を立てます。

2. 実行（Do）

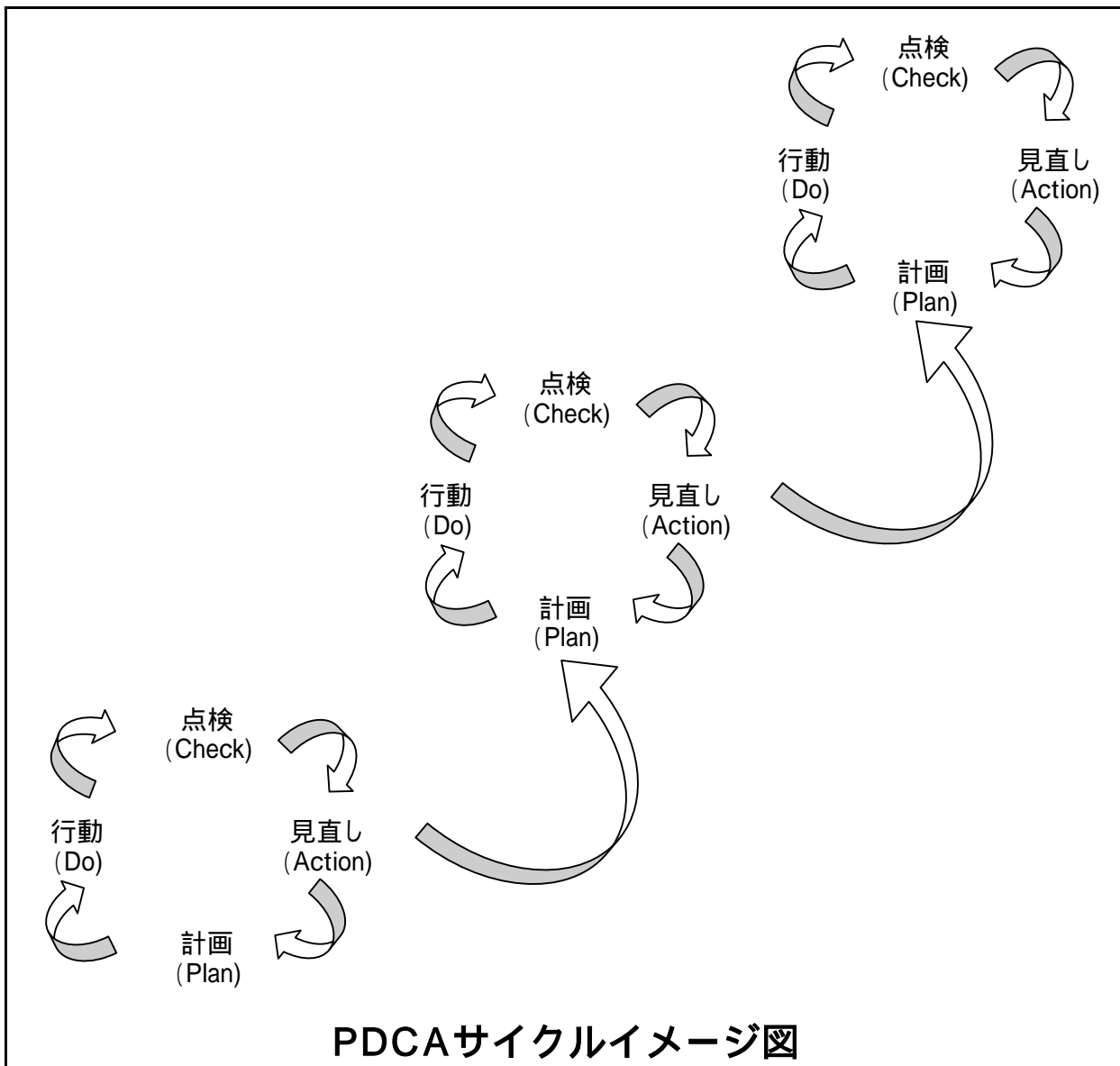
責任と権限を明確にした組織を整備し、職員に教育訓練を行って、その計画を実行します。

3. 点検（Check）

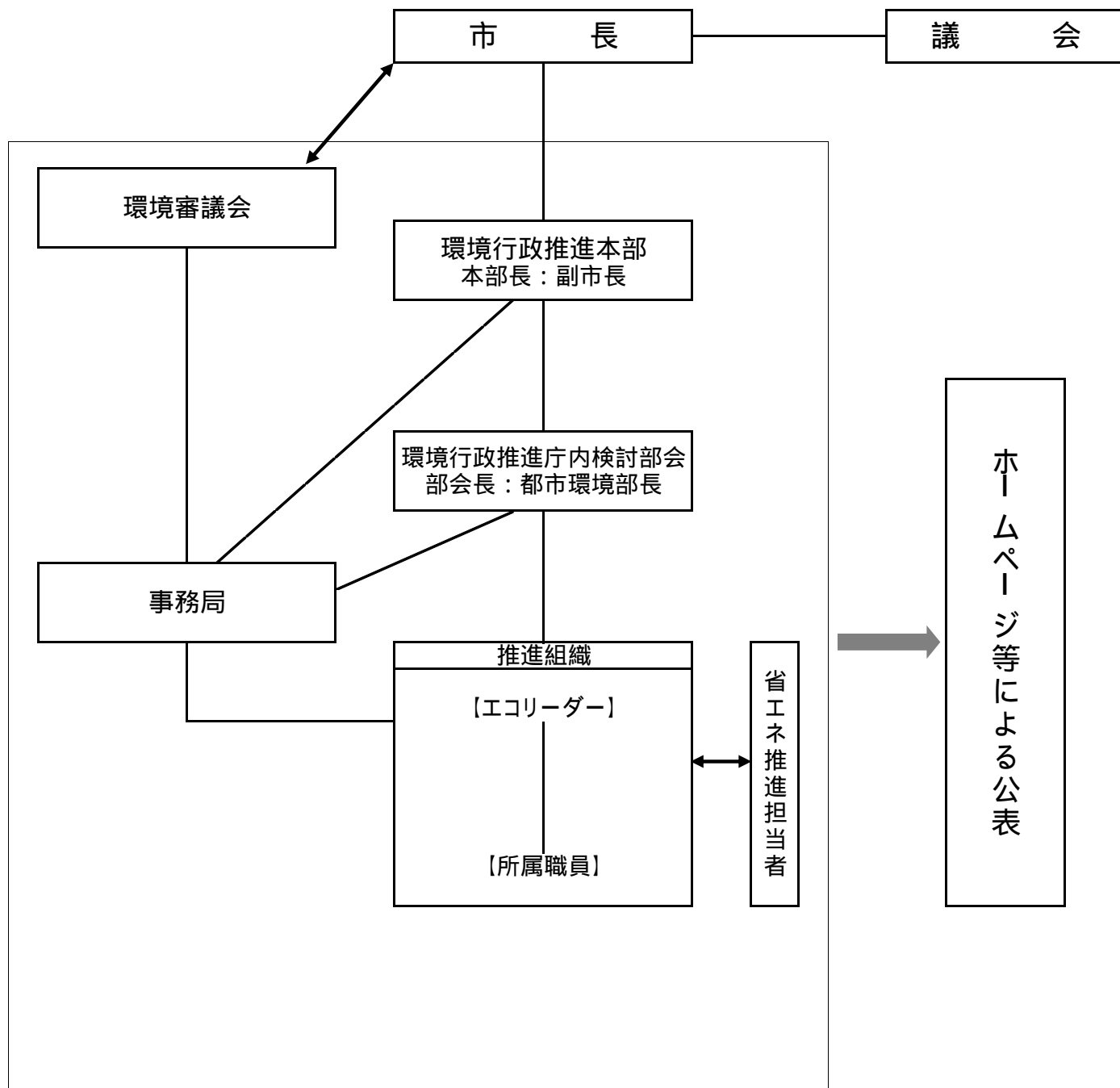
定期的に計画が確実に実行されているかどうかを点検します。

4. 見直し（Action）

その結果をみて、とるべき行動や目標について必要な見直しを行います。



エコオフィスプラン東村山の推進体制



職員（エコリーダー）行動マニュアル

東村山市役所は市内で最大規模の事業所であり、あらゆる事務事業で電気・燃料の使用や、一般廃棄物の焼却により大量の温室効果ガスを発生しています。

経済主体として活動する本市が、事務事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を抑制することで、地域の温室効果ガスの実質的な排出抑制につながり、さらに、環境物品等の購入を積極的に行なうことによつて、環境負荷を低減でき、持続的発展可能な循環型社会の構築に寄与できます。

このマニュアルは、日常の事務事業を遂行する上で職員一人ひとりが取るべき行動規範をまとめたものです。

職員一人ひとりがこのマニュアルを熟読・熟知し、実践行動することが期待されます。

なお、各課のエコリーダーは省エネ推進担当者と連携し、率先してこの行動マニュアルを実践し、また所属職員の指導に努め、各課の実績等を調査様式にて報告する等、地球温暖化対策に積極的に協力をする。

（１）電気使用量の削減

市施設における電気の総使用量を削減する。

は各課

手 段	具 体 的 な 行 動
冷暖房温度の適正管理	冷房温度は28℃、暖房温度は19℃とする。 職員はノーネクタイ等、見苦しくない範囲で、暑さをしのぎやすい服装とする。 冷暖房の効率を上げるため、自然光の取り入れや遮光を行なう。特に6月から9月はブラインド等を下ろし、冷房効果を高める。 事務室内のレイアウトを工夫するなど、空調の効率化を図る。
昼休み等の消灯	昼休みは窓口業務等で支障があるところを除き必ず消灯する。 部分的に消灯できる照明は消灯する。 消灯の責任者はエコリーダーとする。
OA機器等のスイッチオフの徹底	使用していない時のOA機器等は、スイッチオフを徹底する。 節電機能がある機器は機能をオンにしておく。

手 段	具 体 的 な 行 動
3階までのエレベーター利用の禁止と間引き運転の実施	<p>エコリーダーは、課内の全てのOA機器等が適切に使用されているか随時チェックする。職員は重い物や大きな荷物を運搬する場合を除き、3階までの移動にはエレベーターは使用せず、階段を利用する。</p> <p>上記以外でも下る場合は自主的に階段を利用する。</p>
退庁時の消灯の徹底	<p>エレベーターは計画的に間引き運転を行う。最後まで残った職員が消灯を確認する。</p> <p>エコリーダーは残っている職員に退庁時の消灯を指示しておく。</p>
事務の効率化とノー残業デーの徹底	<p>職員は勤務時間内に業務を終了するように努め、残業しないようにする。</p> <p>やむを得ず残業する場合でも、効率よく終わらせることを念頭におく。</p> <p>残業する場合には、自分が必要な場所のみの照明を点灯し、課全ての照明をつけたままにしない。</p>
電気ポット等の使用自粛	<p>エコリーダーは残業する職員に、不要な場所の消灯を指示しておく。</p> <p>電気ポットやコーヒーマーカーなどの加熱器は、大量の電気を消費するため、使用を自粛する。</p>
適正な室温の管理	<p>適正な室温を保つため、夏季のサマーエコスタイル(ノーネクタイ等のクールビズ)、冬季の省エネ対策(ひざかけ・重ね着等のウォームビズ)を実施する。</p>

(2) 燃料使用量・自動車走行量の削減

市が管理する庁用車の燃料使用量を削減する。

は各課

手 段	具 体 的 な 行 動
効率的な庁用車の利用	同じ時間帯で同じ方向に向かうような場合、相乗り等を行ない、効率的に庁用車を利用する。
定期的な点検の励行	空気圧が適正でないと、燃費が悪くなるだけでなく危険であることから、始業点検時に空気圧を必ずチェックする。
自転車の利用	不要な荷物の積載は、燃費が悪くなるので、始業点検時に不要な荷物がないかをチェックする。
公共交通機関の利用	市内出張はなるべく自転車を利用する。
適切な運転の励行	近隣市への出張の時は電車、バス等の公共交通機関を利用する。
	業者等に対して、車での来庁を自粛するよう啓発するとともに、自粛を促す手段を具体的に検討する。
	市民に対する率先行動として、マイカー通勤を自粛し、公共交通機関や自転車の利用を積極的に行なう。
	自動車運転する時は、経済速度で走行することを心がけるとともに、急発進、急停止をしない。(エコドライブ等の実践)
	駐・停車時等、不要な時はこまめにエンジンを切ることを心がける。

(3) 太陽光発電システム等の導入、緑の保全・創造、環境への配慮

公共施設の建設・改善に当たっては、太陽光発電システム等、環境負荷の少ない設備の導入を図るとともに、緑被率を高める。また、公共工事等において環境配慮のレベルを高める。

手 段	具 体 的 な 行 動
<p>自然エネルギーの活用</p> <p>緑の保全・創造</p> <p>工事・工法の検討</p> <p>再生品リストの収集と情報の確認</p> <p>公害発生の防止と住環境への配慮</p>	<p>新しく公共施設を建設するときは、太陽光発電システム等の導入を推進する。</p> <p>断熱性向上のため、外気の活用、遮断が可能な建具の採用及びひさし、窓ガラス等の開口部の構造を検討し整備を図る。</p> <p>公共施設において敷地内の既存樹木の活用、新たな樹木の植栽、水場の設置など生き物の適切な自然が保全されるよう配慮する。</p> <p>公共施設において、冷暖房に係るエネルギー使用の削減につながり、また、CO₂の吸収効果の観点から、屋上緑化等を推進する。</p> <p>公共施設の整備等に当たっては、各地域の特性に応じ、公害防止のための配慮はもとより緑の確保、景観の保全、文化遺産の保全などに配慮し、地域の自然環境との調和を図るよう努力する。</p> <p>道路、公園の新設及び改良に当たっては、環境保全に配慮するための植栽等の設計を行なう。</p> <p>アスファルト・コンクリート塊、建設発生土等、建設廃棄物が少ない工法を採用する。</p> <p>建設発生土や再生砕石等を利用するよう心がける。</p> <p>常に再生品リストを収集し、利用できるようにする。</p> <p>技術情報等を常に把握し、必要であれば他市等へ視察を行なう。</p> <p>工事の発注者として、低騒音・低振動型建設機械の使用促進に努め、工事車両は、低公害車の導入を推進する。</p>

(4) 紙類使用量の削減

紙類の使用量の削減を図り、ごみの排出量を減らす。

は各課

手 段	具 体 的 な 行 動
両面コピー、両面印刷の励行	できるだけ両面コピーや両面印刷を行ない、紙の使用量を削減させる。
印刷部数の適正化	ミスコピーをしないように十分注意を払い、ミスコピーしてしまった場合はメモ用紙、ファックスの給紙等、再利用する。
通知文書や回覧文書の削減	資料作成等、印刷物の部数及び配布部数の適正化を図る。
発行部数の削減	庁内の連絡事項等は可能な限り、イントラネット、電子メール等を活用し、文書の削減に努める。 回覧文書等は課で一部等必要最小限にする。 各種報告書、白書等の市民向け文書はホームページ等で公開することにより、発行部数の削減を図る。 パンフレット等の発行部数の最小限化を図る。 会議等の資料は簡素化を図り、必要最小限にする。
ミスコピー防止の啓発	縮小コピーを効果的に利用する。 個人持ち資料は必要最小限とし、課単位等で共有する。
ペーパーレス化の推進	ミスコピーをしないように、コピー操作研修を実施し、多くの職員が出席できるように心がける。 事務手続き等の電算化により、ペーパーレス化を推進する。

(5) 文具類使用量の削減

文具類の使用量の削減を図り、省資源化に努める。

手 段	具 体 的 な 行 動
<p>消耗品の管理</p> <p>環境ラベル等表示物品の購入</p> <p>使い捨てではない商品の購入</p> <p>環境物品の情報の収集</p> <p>使用済封筒の再利用</p>	<p style="text-align: right;">は各課</p> <p>筆記用具等の消耗品は、課あるいは係単位で管理し、個人所有は必要最小限にする。</p> <p>消耗品を購入する際は、「エコマーク」や「グリーンマーク」等の商品を選び、環境への負荷の少ない商品を購入する。</p> <p>物品購入担当者は、エコリーダーの指示の下、エコ商品の購入割合を高めるように努める。エコリーダーは、常に自課のエコ商品の購入状況を把握しておく。</p> <p>詰め替え可能な商品やリサイクル可能な商品の購入に努める。</p> <p>環境物品に関する情報を積極的に収集し、情報の提供に努めるとともに、物品購入時に活用する。</p> <p>郵送されてきた封筒は廃棄せず、他課への文書発送や課内の資料保存袋として再利用し、新封筒の利用数の削減に努める。</p> <p>ただし、業者名の入っているものは使用しても影響のないことを確認して利用する。</p>

(6) 水使用量の削減

施設における水使用量を削減する。

手 段	具 体 的 な 行 動
<p>日常的な節水の励行</p>	<p style="text-align: right;">は各課 は主管課</p> <p>茶碗やコップ洗いは桶に水を溜め、その水で溜め洗いをし、蛇口の水を出したままで洗うことをしない。</p>

手 段	具 体 的 な 行 動
節水こま等節水機器の設置 雨水利用設備の設置 漏水点検の徹底	は各課 は主管課 蛇口は全開にせず半分以下にする。 洗剤は適量で使用し、洗い水の使用量を最小限にするように努める。 施設の設置、改修に当たっては、節水こま等の器具を積極的に取り入れ、節水に努める。 施設の設置、改修に当たっては、雨水利用設備を導入するように配慮し、飲料水以外の雑用水は、貯留した雨水を利用する。 各施設において、水使用量の把握及び管理を行なう。

(7) 環境配慮型物品の購入・環境配慮契約の推進

物品の購入はエコ商品とする。
 環境に配慮した物品の購入に心がける。
 契約に際しては、環境配慮契約を実施するよう努めていくものとする。

手 段	具 体 的 な 行 動
O A 機器、家電製品、事務用品、用紙類は環境ラベル等の表示のあるものを購入 グリーンコンシューマーに関する知識と職員の意識の向上 コピー用紙については、総合評価指標方式で 8 0 ポイ	は各課 は主管課 物品類は、グリーン購入ネットワークによるガイドラインなど、商品の環境に関する情報を参考に「エコマーク」や「グリーンマーク」商品を選び、環境への負荷の少ない商品を購入する。 物品購入者は、エコリーダーの指示の下、エコ商品の購入割合を高めるように努める。 エコリーダーは、常に自課のエコ商品の購入状況を把握する。 グリーンコンシューマーを理解し、職員一人ひとりが環境に優しい商品の購入に努める。 コピー用紙購入の担当者は、購入時に古紙配合率と白色度を確認し、左記に適合する用紙

手 段	具 体 的 な 行 動
<p data-bbox="256 331 580 360">ント以上のものを選定</p> <p data-bbox="256 427 644 506">低公害車または低燃費車の選定</p> <p data-bbox="256 712 549 741">環境配慮物品の購入</p>	<p data-bbox="708 331 1075 360">を購入するように努める。</p> <p data-bbox="708 427 1353 645">購入時は、環境負荷の少ない低公害車を選定する。また、低公害車の購入が困難な場合には、排気量、積載量など必要最小限とし、低燃費など可能な限り環境負荷の少ない車を選定する。</p> <p data-bbox="708 712 1353 887">洗剤については、資源有効性の観点から、廃食用油または動植物油脂を原料とした石けんまたは石けん液を原則的に購入するよう努める。</p> <p data-bbox="708 909 1353 1368">「単1形」～「単4形」の乾電池については、製品の包装は可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されている電池を選定する。充電式電池にあっては、使用済の電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあるものを選定。環境配慮物品は上記に限らず数多くあり、常時、職員一人ひとりが理解に努めて、環境配慮型製品の購入に努める。</p>

グリーンコンシューマーとは、消費者主権を発揮して経済社会を環境保全的なものにしようとする考え方に立ち、価格が高くても環境によい商品を購入する消費者、環境によい企業行動を監視する消費者、環境に害のある商品や企業をボイコットする消費者のことをいいます。

(8) 施設における排出ごみの削減

廃棄物中の資源化の割合を向上させ、排出ごみを削減させる。

は各課

手 段	具 体 的 な 行 動
<p>ごみ分別の徹底によるリサイクルラインの確立</p> <p>機密文書のリサイクル</p>	<p>エコリーダーは、随時分別が徹底されているかチェックする。</p> <p>各職場に分別ごみ箱を設置し、分別を徹底させる。</p> <p>新聞、雑誌等を持ち込んだ場合には、責任をもって持ち帰る。</p> <p>裏面が白紙のチラシ、パンフレット等は、メモ用紙として利用し、その後、リサイクルに出す。</p> <p>保存期限の過ぎた機密文書は、所定の手続き後、シュレッダー等の処理を行ない、リサイクルに出す。</p>
<p>ごみの減量</p> <p>生ごみの減量</p> <p>使い捨て商品の持ち込み自粛</p>	<p>文書内容が他に漏れることのないように十分注意する。</p> <p>物品は、梱包を解いて納入する等、ごみとなるものを少なくする。</p> <p>生ごみ処理機の導入を促進する。</p> <p>紙コップや紙の皿など、一度で廃棄する商品は使用を自粛する。</p>

用語の解説

1 地球温暖化

地球を取り巻く大気中の CO₂、メタン等の微量ガスは、地表から宇宙へ放射される赤外線を吸収する性質を持ち、地表の気温を生物の生存に適当な程度に保っています。これらのガスの大気中濃度は着実に増加していることが広く観察されていますが、このような増加は、地球温暖化をもたらし、人間をはじめ、広く生態系に大きな影響を及ぼすことになるものと懸念されています。

2 IPCC (気候変動に関する政府間パネル)

Intergovernmental Panel on Climate Change の略。各国が政府の資格で参加し、地球温暖化問題について議論を行なう公式の場として、UNEP (国連環境計画) 及び WMO (世界気象機関) の共催により、1988 年 11 月に設置されました。温暖化に関する化学的知見の評価、温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の温暖化対策のあり方の 3 課題についてそれぞれ部会を設け、検討を進めています。

3 温室効果ガス

地球の温度は、太陽から流れ込む日射エネルギーと、地球自体が宇宙に向けて出す熱放射とのバランスによって定まります。太陽から流入する日射については、ほとんどが可視光であり、大気を素通りして地表面で吸収されます。可視光を吸収して加熱された地表面は赤外線の熱放射をしますが、大気中には赤外線を吸収する「温室効果ガス」といわれるガスがあり、地表面からの熱をいったん吸収してしまいます。温室効果ガスを含む大気によって吸収された熱の一部は地表面に下向きに放射され、一部は大気上層に上向きに放射されます。このように日射に加え、大気からの下向きの放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となります。この効果を「温室効果」といいます。現在、温室効果ガスの大気中の濃度が人間活動により上昇し、「温室効果」が加速され、地表面の温度が上がるのではないかとされています。温室効果ガスは、CO₂、メタン、N₂O、対流圏オゾン、クロロフルオロカーボン (CFC) 等、様々な物質があります。温室効果ガスによる地球温暖化を防止するため、我が国は 1989 年に地球温暖化防止行動計画を定めており、1992 年には気候変動枠組み条約が採択されました。

4 グリーン購入

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷のできるだけ少ないものを優先的に購入することをいいます。

グリーン購入ネットワーク（GPN）は、我が国におけるグリーン購入の取り組みを促進するために、平成 8 年 2 月に設立された企業・行政・消費者による緩やかなネットワークです。

GPN では、環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経済の構築に寄与することを目的として、グリーン購入にあたっての基本原則、ガイドラインの策定、シンポジウムや研究会の開催等の活動を通じてグリーン購入に関する啓発及び情報の収集、発信を行なっています。

5 バイオマス

エネルギー資源として利用できる生物体のこと。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行なうほか、アルコール発酵、メタン発酵等による燃料化や、ユーカリ等の炭水化物を含む植物から石油成分を抽出する方法等があります。ごみや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も研究されており、廃棄物処理と石油代替エネルギーの両方に役立ちます。

6 総合評価指標方式

使用パルプ配合率（古紙に加え、森林認証材、間伐材および未利用材等原料）、白色度（紙の白さの程度）、坪量（紙の単位当たりの重さ）をもとに総合的に評価する方式。

7 白色度

白色度とは、紙の白さの程度のことです。白い紙を製造するために、漂白剤の使用や製造エネルギーの増大等、多くの環境負荷を与えています。できる限り白色度が低いことが望まれます。

8 表面塗工

白色の塗料を原紙である紙に塗布し、平滑性と光沢を増した紙を塗工用紙といます。印刷効果を高め高級感を与えます。表面塗工された紙は、印刷適正等紙の品質を向上することができますが、その古紙をパルプにする際、薬品の使用量を増加させ、製紙スラッジとよばれる廃棄物になります。

9 クラフト紙

強い紙あるいは厚紙。未漂白品は、包装紙や船積用ボール箱に用います。

10 ランプ効率 (lm/W)

ランプの全光束 (光の量を表す単位) をその消費電力で割った値。このランプ効率が大きいほど、効率のよい明るく経済的な光源といえます。

11 インバータ方式

電子回路を搭載し、電源周波数をより高い周波数に変換して負荷を制御する回路。

12 Hf (High frequency) インバータ

Hf 照明器具は通常のインバータの照明器具を発展させた蛍光灯です。回路の中で高周波数 (現在では約 50kHz) の電界を発生させ、蛍光ランプ内の原子の運動がより活発になることで、従来の蛍光灯の 1.5 倍程度の明るさになります。

Hf 照明器具には、一般的に以下の特徴があります。

- ・ 従来の蛍光灯より 1.5 倍程度の明るさ
- ・ そのため、照明器具の台数を減らすことができる
- ・ 従来と同じ明るさを、より少ない消費電力で実現できる
- ・ 調光 (明るさを自由に調整すること) が容易である
- ・ 点灯時に一時的に高電圧になるのを抑え、蛍光ランプの長寿命化を図れる

13 LED 照明

発光ダイオードを光源とし、電気使用量や交換回数削減等の省エネルギー・省資源化を図れ、低発熱性で地球にやさしい照明器具として期待されています。

環境ラベル一覧

					
 グリーンマーク					
					
					
					
					
					
					

環境ラベル一覧

Ni-Cd	Ni-MH	Li-ion	Pb	∞ PVC	
記号 があわせて表示される場合もあります					

最近の環境対策をめぐる動き

1991年 (平成3年)	再生資源の利用の促進に関する法律(再生資源利用促進法(リサイクル法))公布(4月) 一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)改正(10月)
1992年 (平成4年)	地球サミット(環境と開発に関する国連会議(UNCED))(6月、リオデジャネイロ) 気候変動枠組み条約、アジェンダ21採択
1993年 (平成5年)	有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約加入(9月、バーゼル) 環境基本法制定・施行(11月)
1994年 (平成6年)	環境基本計画策定(12月)
1995年 (平成7年)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器リサイクル法)公布(6月)、 一部施行(12月)
1996年 (平成8年)	ISO14001国際環境管理規格正式発効(9月) OECDのPRTR導入に関する勧告
1997年 (平成9年)	容器包装リサイクル法本格施行(4月) ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(新ガイドライン)策定 環境影響評価法制定(平成11年6月施行) ダイオキシン類規制本格始動 気候変動枠組み条約第3回締約国会議(COP3)、京都議定書(12月)
1998年 (平成10年)	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)公布(6月) 地球温暖化対策の推進に関する法律制定(平成11年4月施行)
1999年 (平成11年)	地球温暖化対策に関する基本方針策定(4月) 特定化学物質管理法(PRTR法)制定(7月) ダイオキシン類対策特別措置法公布(7月)(平成12年1月施行)
2000年 (平成12年)	家電リサイクル法本格施行(4月) 容器包装リサイクル法完全施行(4月) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)公布(5月)(10月一部施行) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)公布(5月) 循環型社会形成推進基本法公布・一部施行(6月) 「再生資源の利用の促進に関する法律(再生資源利用促進法)」改正(名称を「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」に変更)(6月) 廃棄物処理法の改正(6月)(10月一部施行) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)公布(6月)
2001年 (平成13年)	循環型社会形成推進基本法全面施行(1月) 改正・廃棄物処理法完全施行(4月) 家電リサイクル法全面施行(4月) 資源有効利用促進法完全施行(4月) グリーン購入法全面施行(4月) 食品リサイクル法施行(5月) 建設リサイクル法一部施行(5月)
2002年 (平成14年)	ストックホルム国連人間環境会議から30周年 建設リサイクル法本格施行(5月) 自動車リサイクル法公布(7月) 持続可能な開発に関する世界サミット(リオ+10)開催(8月、ヨハネスブルグ)

2003年 (平成15年)	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」公布(7月)(一部施行10月)
2004年 (平成16年)	「循環型社会形成推進基本計画」閣議決定・公表(3月)
2005年 (平成17年)	京都議定書発効(2月)
2007年 (平成19年)	「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」の施行により、地方公共団体等は環境配慮契約の推進に努めるものとされた(11月)
2008年 (平成20年)	「第2次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定・公表(3月)
2009年 (平成21年)	「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更 閣議決定・公表(2月) 日本は、国連気候変動首脳会合において公平な国際枠組の前提の下で、1990年比2020年までに温室効果ガスの25%削減を表明(9月)また、長期目標として1990年比2050年までに温室効果ガスの80%を削減することを表明した 気候変動枠組み条約第15回締約国会議(COP15)がコペンハーゲンで開催され、京都議定書(2012年)以降の国際枠組の検討がされた(12月)
2010年 (平成22年)	「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」で一定規模以上のエネルギーを使用する事業者はエネルギーの使用状況の届出を義務づけられた(4月) 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が名古屋で開催され、動植物の遺伝資源から得られる利益の配分ルール「名古屋議定書」や、生態系保全の世界目標「名古屋ターゲット」が採択された(10月) 気候変動枠組み条約第16回締約国会議(COP16)が、カンクン(メキシコ)で開催され、京都議定書を離脱したアメリカや、中国、インドなどの新興国にも、一定の削減を初めて求め。先進国は削減目標を掲げ、途上国は抑制計画をつくるよう促し、途上国支援基金創設の「カンクン合意」が採択された(12月)

エコオフィスプラン東村山

(第3次地球温暖化対策活動 2011～2020年度)

2011年3月発行

東村山市都市環境部みどりと環境課